

【2026年8月5日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第190号 ■■

【目次】

- 1.事業主の皆さまへ「教育訓練休暇給付金」のご案内
- 2.「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施する協議会を募集中
- 3.「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
- 4.「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」個別支援のご案内
5. 8月20日開催 「テレワーク・オンラインセミナー」の参加者募集中
- 6.共育プロジェクト「企業版両親学級」開催支援企業を募集中
- 7.育成就労制度・技能実習制度に関するセミナーやコンサルティングを実施します
- 8.「労使関係セミナーin札幌」の参加者募集中
- 9.「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】
- 10.9月12日開催 第2回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中【再掲】
- 11.「改正労働施策総合推進法等説明会」を開催しています【再掲】

【トピック1】事業主の皆さまへ「教育訓練休暇給付金」のご案内

従業員が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する国の制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

■事業主側のメリット

- ・従業員が資格取得等に集中できるため、復職後のスキル向上が期待できます。
- ・給付金が支給されるため、従業員の生活不安を軽減しながら学び直しを支援できます。
- ・優秀な人材の確保や定着、エンゲージメント向上といった効果が期待できます。
- ・従業員の自発的なリ・スキリングを促進でき、組織全体の学習文化の醸成が期待できます。

従業員が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行う必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【トピック 2】「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施する協議会を募集中

厚生労働省は、地域における高年齢者等の雇用・就業機会の確保施策の 1 つとして、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

令和 4 年度から実施しているこの事業は、高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みと、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取り組みとの連携を緊密にします。

また、多様な資金調達も促していくことで、地域のニーズを踏まえてさまざまな働く場の創出を図ります。あわせて、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みを持続可能なモデルとして構築し、他地域への展開・普及を目指しています。

現在、令和 9 年 1 月から 3 年度間事業を行う協議会を募集しています。

詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。

・応募期限:10 月 1 日(木)17:00

【仕様書等の詳細はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施地域の募集について

～令和 8 年度第 2 次募集～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00031.html

【生涯現役地域づくり環境整備事業の概要はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック 3】「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内

本セミナーでは、改正育児・介護休業法に関する対応や、休業取得から復帰までの両立支援プラン策定などを無料で分かりやすく解説します。

また、伴走型セミナーは、隣に仕事と家庭の両立支援プランナーが着席し、セミナーを受講しながらご質問やご相談に応じることができます。セミナー内での疑問はもちろんのこと、各企業のお悩みにも対応します。お近くの企業の皆さま、ぜひご利用ください。

※会場でのセミナーについては、定員に達した場合、期日前に申し込みを締め切る場合があります。

オンラインセミナーも随時開催しています。今後のさらなる男性の育児休業取得促進に向けた対応や、柔軟な働き方を実現するための対応、休業を取得しやすい職場の環境づくりについて分かりやすく解説します。ぜひ、一度セミナーへご参加ください。

【開催日程と申し込み先】

■【和歌山市開催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型

8月20日(木) 12:15～15:25

会場：ホテルグランヴィア和歌山 6階 アクアグラン A

第1部 「共働き・共育で時代の職場づくり」

第2部 「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11818/>

■【オンライン】青森働き方改革推進支援センター共催セミナー

8月25日(火) 13:30～15:00

第1部 「共働き・共育で時代の職場づくり」 ～仕事と育児の両立を実現する企業対応～

第2部 「人手不足への対応と働き方改革」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11899/>

■【青森商工会議所共催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型

8月26日(水) 12:45～15:25

会場：青森商工会議所 7階 研修室

第1部 「共働き・共育で時代の職場づくり」

第2部 「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11822/>

■【長野市役所共催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型

9月4日(金) 12:45～15:25

会場：北部勤労者活躍支援センター 1階 多目的室

第1部 「共働き・共育時代職場づくり」

第2部 「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11965/>

上記以外にも会場・オンラインセミナーを予定しています。

※詳細が決まり次第、下記のウェブサイトにてご案内します。

【両立支援セミナー セミナー開催情報】

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html

【トピック4】「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」個別支援のご案内

令和7年の改正法施行に伴い、企業には、誰もが働きやすい職場の環境づくりが求められています。社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ仕事と家庭の両立支援プランナーが、法改正に沿った雇用管理や円滑な休業取得、職場復帰などについてアドバイスを行います。ぜひこの機会に無料支援をご活用ください。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

・育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

・介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

育児・介護両立支援事務局(厚生労働省委託事業)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック5】8月20日開催 テレワーク・オンラインセミナーの参加者募集中

厚生労働省は、企業の経営者・人事労務担当者などを対象に、「テレワーク・オンラインセミナー」を 8 月 20 日(木)にオンラインで開催します。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、単なる「在宅勤務」ではなく、人材確保や生産性向上、DX 推進、ウェルビーイング向上を実現する“経営戦略”へと進化しています。

本セミナーでは、5 回にわたって「テレワークはここまで進化した ― 成功企業 5 社に学ぶ実践モデル」を共通テーマに、ハイブリッドワークによる組織づくり、制度を成長戦略へ転換する実践、人や場所に縛られない働き方、現場業務での活用、多様な働き方に対応した評価制度など、企業が直面する課題と先進事例を体系的にご紹介します。

加えて、テレワークに必要な労務管理や最新ガイドラインのポイント、テーマごとの具体的な導入事例についても分かりやすく解説します。

第 2 回セミナーでは、「テレワークを“制度”から“成長戦略”へ」をテーマに、業務改革や DX 推進を通じて、生産性向上や人材確保、企業の成長につなげるための考え方と実践事例をご紹介します。事例紹介は各回によってテーマと登壇企業が異なります。皆さま、ぜひご参加ください。

・開催日時

第 2 回:8 月 20 日(木)13:00-16:00

オンライン接続開始 12:50

※申し込み締め切り:8 月 20 日(木)12:00

【詳細はこちら】

テレワークセミナーのご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2026/0820.html>

【トピック 6】共育プロジェクト「企業版両親学級」開催支援企業を募集中

厚生労働省委託事業「共育(トモイク)プロジェクト」は、男女問わず安心して仕事と育児を両立できる職場環境づくりを推進するため、「企業版両親学級」の開催支援を希望する企業の募集を開始しました。

※「企業版両親学級」とは、従業員とその配偶者・パートナー等に対し、仕事と育児の両立や育児休業取得の必要性、家庭内の家事・育児分担等に関する理解と気づきを促すために、企業が主体となって実施する“学びの場”です。

「関心はあるが何から始めればよいかわからない」、「育休制度など仕事と育児の両立支援制度は整備されているが、活用が進んでいない」などの、企業における個別の課題に寄り添い、その解決を目指して、「企業版両親学級」の開催に向けた企画・運営・事後フォローの支援を行うものです。

※この取り組みは、企業版両親学級の開催支援を希望する企業からの応募を受け付けるものです。

※ご応募内容をもとに、実施の可否や進め方について検討のうえ、ご相談させていただきます（応募をもって開催が確定するものではありません）。

取り組みの詳細やお申し込み方法は、公式サイトにてご確認ください。

【詳細・申し込みはこちら】

共育で推進のために！

社内で「企業版両親学級」を開催してみませんか？

<https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/company/ryoshingakkyu/>

【トピック 7】育成就労制度・技能実習制度に関するセミナーやコンサルティングをオンラインで実施します

外国人技能実習機構は、技能実習制度や育成就労制度の活用を検討している方などを対象に、両制度の理解を深め、困りごとを相談できる「育成就労外国人及び外国人技能実習生 雇用環境改善促進セミナー＆コンサルティング」をオンラインで開催します。

どなたでも参加できますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。【事前申し込み制・参加無料】

■ セミナー

第 2 回 8 月 18 日（火） 10:00～12:00

登壇者：杉田昌平弁護士

内容：監理支援機関の役割と留意事項

監理支援機関を目指す法人の方を対象に、新制度における許可要件や業務内容、実務上の留意点を専門的に解説します。

第 3 回 10 月 19 日(月) 10:00～12:00

登壇者：杉田昌平弁護士、株式会社アットグローバル

内容：実習実施者の留意事項とマインドセット(1)

外国人技能実習適正実施マニュアルを中心に、主に労働関係法令についての違反例とその理由を解説します。異文化理解の視点から、事例をもとに雇用環境改善の実践方法を紹介します。

第 4 回 11 月 24 日(火) 10:00～12:00

登壇者：杉田昌平弁護士、株式会社アットグローバル

内容：実習実施者の留意事項とマインドセット(2)

外国人技能実習適正実施マニュアルを中心に、主に出入国管理関係法令についての違反例とその理由を解説します。異文化理解の視点から、事例をもとに雇用環境改善の実践方法を紹介します。

第 5 回 12 月 22 日(火) 10:00～12:00

登壇者：杉田昌平弁護士、株式会社アットグローバルほか

内容：当事者からみた雇用環境改善と移行準備

企業、支援機関、そして外国人当事者の 3 つの異なる視点でディスカッションを行い、新制度に向けた準備を深めます。

■ コンサルティング

技能実習制度及び育成就労制度について、困りごとや悩みなどを幅広く、個別に相談できます。また、新制度への移行や適正な実施体制の準備などを専門家が支援します。コンサルティングを受けたことを理由として、外国人技能実習機構の現地検査が行われることはありませんので、この機会にぜひご利用ください。

(相談内容の例)

- ・育成就労制度に向けた自社の準備状況の確認・自主点検
- ・監理支援機関の許可申請に関する要件確認
- ・外国人材の待遇・雇用環境の改善について
- ・異文化コミュニケーションや定着促進の施策について

・過去のトラブル事例などを踏まえた予防策について

【詳細・申し込みはこちら】

雇用環境改善促進セミナー & コンサルティング

<https://www.atglobal.co.jp/otit-atglobal-seminar/>

【お問い合わせ】

株式会社アットグローバル セミナー運営事務局（運営委託先）

TEL:050-3515-7924

E-mail:r8otit-seminar@atglobal.co.jp

【トピック 8】「労使関係セミナーin 札幌」の参加者募集中

中央労働委員会並びに北海道労働委員会は、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信し、労使紛争の未然防止や早期解決を図ることなどを目的として、10月6日(火)、北海道・札幌市で「非正規労働の待遇見直し～改正同一労働同一賃金ガイドラインについて～」を開催予定です。また、「道内における労働問題に関する労使紛争事例」を労働委員会委員から紹介いたします。【会場受講の場合は事前申し込み制・参加無料】

後日、基調講演のみ YouTube で配信予定です。

・日時:10月6日(火)13:30～17:00(開場 13:00)

・会場:北海道自治労会館 4 階ホール(札幌市北区北 6 条西 7 丁目 5-3)

・お申し込み(宛先アドレス) clrc1006@mhlw.go.jp

※電子メールを使わない場合は、FAX 可能です。FAX:03-5403-2262

〈必要記載事項〉

1 氏名(ふりがな)、2 所属団体・勤務先 ※なしでも可、3 連絡先メールアドレスまたは連絡先電話番号

【労使関係セミナー開催状況のご案内 | 厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

【問い合わせ先】

中央労働委員会事務局 調整第一課

TEL 03-5403-2124 (担当:加藤)

【トピック9】「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】

「求人を出しても応募がない」、「同じような求人に見えるのに、他社は採用できるのはなぜ?」、
そんなお悩みはありませんか?

厚生労働省では、求職者の心をつかむ求人票作成のコツや、ハローワークの求人者支援サービスの
活用方法を学べるセミナーを開催します。【事前申し込み制・参加無料】

人材確保にお悩みの採用担当者さまはぜひご参加ください。

【詳細・申し込みはこちら】

採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー

<https://helloworkseminar-kyujin.mhlw.go.jp/>

※事業所所在地を管轄するハローワークのセミナーにお申し込みください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「求人者支援セミナー」事務局

株式会社読売アルス A(委託先)

TEL:03-5226-9919(受付時間:平日 10 時~17 時)

【トピック 10】9 月 12 日開催 第 2 回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募
集中【再掲】

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して
事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。高齢者支援、店舗運営、

配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全4回のセミナーを開催しています。

第2回セミナーでは、労働者協同組合を活用した地域課題の解決と事業の承継・創出をテーマに、京都府京丹後市で駅舎カフェと公共ライドシェアを運営する労働者協同組合、石川県珠洲市で事業承継して公衆浴場の運営に取り組む労働者協同組合の事例をご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

開催日時：9月12日(土)14:00～16:00

【開催内容】

① 労働者協同組合の概要

伏木 崇人(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

② 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の概要

星 明彦(国土交通省 総合政策局モビリティサービス推進課長)

③ 基調講演

「地域の課題解決と事業の承継・創出 ～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～」

田中 夏子(日本協同組合学会元会長 長野県高齢者生活協同組合副理事長)

④ 事例紹介

- ・ 労働者協同組合 TANGO CREW'S(京都府京丹後市)
- ・ 海浜あみだ湯労働者協同組合(石川県珠洲市)

⑤ パネルディスカッション

【詳細内容・申し込み先】

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」からお申し込みください。

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202602

※申し込み締め切り：9月10日(木)

【トピック 11】「改正労働施策総合推進法等説明会」を開催しています【再掲】

令和 7 年 6 月に成立した改正労働施策総合推進法等によりハラスメント対策が強化され、本年 10 月 1 日から、「カスタマーハラスメント」や「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」についても事業主に雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられます。各都道府県労働局では、事業主・人事労務担当者などを対象に説明会を順次開催し、改正法のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説しますので、ぜひご参加ください。

【詳細はこちら】

改正労働施策総合推進法等説明会 開催情報掲載サイト(あかるい職場応援団)

[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing session/](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/)

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/